

日付	令和8年3月27日
担当所属	山梨県教育庁 保健体育課
担当者名	課長 山本 晃司
連絡先	055-223-1783 (内線 8400)

**「やまなし部活動改革及びやまなし地域クラブ活動の推進等に関する
総合的なガイドライン」の策定について**

県では、国のガイドラインを参酌し、令和8年度から令和13年度までの6年間で新たに「改革実行期間」と位置付け、「将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実すること」を目指して、この度「やまなし部活動改革及びやまなし地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」を策定いたしました。

1 主な内容

- I. 部活動改革の基本的な考え方・方向性
- II. 地域クラブ活動の在り方及び認定制度
- III. 地域展開の円滑な推進に当たっての対応
- IV. 学校部活動の在り方
- V. 大会・コンクールの在り方
- VI. 関連する制度の在り方

2 配布

- ・配布先：県内の公立小学校、中学校、高等学校、特別支援学校
山梨県小中体連、山梨県高体連、山梨県高野連、山梨県スポーツ協会
県教委各課、スポーツ振興課、私学・科学振興課
- ・その他：山梨県公式ホームページ（保健体育課）に掲載